

児 童 福 祉

1 保育所入所状況等

(1) 認可保育所入所児童数の推移（各年度4月1日現在） （単位：人）

区 分		定員	21年度	22年度	23年度	24年度	
市	能代市第一保育所	50	57	61	71	74	
	能代市第三保育所	—	—	—	—	—	
	能代市第四保育所	90	103	102	90	84	
	二ツ井子ども園	90	67	73	83	77	
	高丘子ども園	100	64	62	62	57	
立	きみまち子ども園	70	54	53	55	51	
	小 計	400	345	351	361	343	
民	すぎ保育園	60	51	58	62	68	
	能代感恩講保育所	70	80	79	79	78	
	轟 保 育 園	90	91	99	88	87	
	まつばら保育園	60	50	56	60	67	
	ひがし保育園	40	31	36	34	34	
	さんさん保育園	70	63	68	70	82	
	つばめの森保育園	30	—	—	21	28	
	間	あいじほいくえん	60	43	38	47	46
		さかき保育園	50	32	32	44	49
		ていじょう保育園	60	—	—	56	54
	小 計	590	441	466	561	593	
広域入所		—	2	1	1	2	
合 計		990	788	818	923	938	

(2) へき地保育所入所児童数の推移（各年度4月1日現在） （単位：人）

区 分	定員	21年度	22年度	23年度	24年度
能代市河戸川保育所	50	19	7	8	7
能代市浅内保育所	50	13	14	11	11
能代市福田保育所	50	9	6	4	—
能代市檜山保育所	50	6	4	5	6
能代市鶴形保育所	40	13	8	5	4
能代市竹生保育所	50	6	5	5	—
能代市常盤保育所	70	8	7	3	—
合 計	360	74	51	41	28

(3) 認可保育所入所事由の状況（各年度4月1日現在） （単位：人・％）

区 分	21年度		22年度		23年度		24年度	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
家庭外労働	589	82.8	643	86.0	779	84.3	789	84.1
家庭内労働	32	4.5	28	3.7	52	5.6	60	6.4
母親の出産等	2	0.3	3	0.4	6	0.6	10	1.1
疾病又は障害	8	1.1	13	1.7	10	1.1	11	1.2
疾病の看護等	6	0.8	5	0.7	8	0.9	5	0.5
家庭の災害	0		0		0		0	
特例の場合	75	10.5	56	7.5	69	7.5	63	6.7
合 計	712	100.0	748	100.0	924	100.0	938	100.0

(4) 延長保育事業

保護者の勤務等の家庭状況に応じて、保育所の通常の保育時間を延長して、保育を行います。

保育所名	開所時間	延長時間	平均利用児童数		
			21年度	22年度	23年度
第一保育所、第四保育所、二ツ井・高丘・きみまち子ども園	午前7時～午後6時	午後6時～7時	37人	40人	18人
能代感恩講保育所、轟保育園、すぎ保育園、まつばら保育園、ひがし保育園、あいじほいくえん、さかき保育園、さんさん保育園、つばめの森保育園、ていじょう保育園	午前7時～午後6時	午後6時～7時	66人	54人	58人

※さんさん保育園（開所時間午前6時50分～午後5時50分、延長時間午後5時50分～8時10分）

※つばめの森保育園（延長時間午後6時～9時）は、22年10月から

※ていじょう保育園は、22年11月から

(5) 一時預かり事業

家庭で育児を行っている保護者が、地域活動や冠婚葬祭、看病、仕事などのために保育ができなくなった場合に、一時的に指定保育所で乳幼児の保育を行います。

実施保育所：第一保育所、二ツ井・高丘・きみまち子ども園、すぎ保育園、能代感恩講保育所、轟保育園、まつばら保育園、ひがし保育園、さかき保育園、さんさん保育園、つばめの森保育園、ていじょう保育園、あいじほいくえん

利用日数：1月につき14日以内

利用料：第一保育所、二ツ井・高丘・きみまち子ども園

3歳児未満1,500円 3歳児以上1,000円/1日（生活保護世帯は無料）

能代感恩講保育所 3歳児未満1,800円 3歳児以上1,500円/1日

轟保育園 1,000円/1日

すぎ保育園、まつばら保育園、ひがし保育園、さんさん保育園、つばめの森保育園

3歳児未満1,500円 3歳児以上1,000円/1日

さかき保育園、あいじほいくえん 1,500円/1日

ていじょう保育園 1,750円/1日

利用状況 (単位：人)

区分	延べ利用児童数	1日平均利用児童数
平成21年度	3,081	10.4
平成22年度	4,955	16.9
平成23年度	4,066	13.7

(6) 病児・病後児保育事業（平成13年10月から実施）

病気やけがのため保育所や幼稚園、小学校を休む必要がある児童を、家庭で看護できない場合に一時的に医療機関で預かります。保育所や幼稚園などに通っていない児童の場合でも、家庭で看護できない事情がある場合には利用できます。

実施施設：安岡小児科医院、秋田社会保険病院

対象：生後2ヶ月から小学校3年生までの児童

定員：1施設につき1日あたり3人程度

利用時間：午前8時～午後6時

利用日数：連続して7日以内（病状により延長可） 利用料 1人1日2,000円

（生活保護・市民税非課税世帯は無料、所得税非課税世帯は1,000円）

区分	21年度	22年度	23年度
延べ利用児童数	128人	123人	580人

※秋田社会保険病院は、23年度から

(7) 認可外保育施設健康・衛生管理費補助金（平成13年度から）

認可外保育施設の入所児童の保健衛生の向上を図るため、児童の健康診断、調理員の検便、施設における消毒等の衛生管理に要する経費の一部を補助します。

認可外保育施設の入所児童数（各年度4月1日現在。広域入所を除く。）（単位：人）

区分	定員	21年度	22年度	23年度	24年度
湊城幼児センター	67	61	42	—	—
ベビールームメリーゴーランド	45	14	4	—	—
南ベビー保育園	10	—	—	—	5
計	122	75	46	—	5

2 すこやか子育て支援事業

出生率の向上を図るため、保育所等に入所している乳幼児の保護者負担を軽減するため保育料等を減免又は補助します。

※ 助成内容：所得税非課税世帯は1/2助成、所得税課税世帯は1/4助成。

所得制限：秋田県乳幼児福祉医療制度における所得制限基準の取り扱いと同一

（単位：人・千円）

区分	認可保育所		へき地保育所	認可外保育施設等	計		
	公立保育所	法人保育所					
22年度	施設数		5	7	7	9	28
	対象児童数	全額助成	14	11	6	0	31
		1/4助成	202	298	41	139	680
		1/2助成	101	97	5	46	249
	減免補助額	全額助成	3,651	2,307	544	0	6,502
		1/4助成	12,113	16,667	795	4,813	34,388
1/2助成		5,806	6,580	200	2,436	15,022	
23年度	施設数		5	7	7	7	26
	対象児童数	全額助成	5	7	3	0	15
		1/4助成	193	292	27	124	636
		1/2助成	118	117	11	41	287
	減免補助額	全額助成	1,327	1,449	272	0	3,048
		1/4助成	11,564	17,018	525	6,676	35,783
1/2助成		6,887	7,327	450	2,337	17,001	

（経過措置）平成18年4月1日以前に生まれた第3子以降は、全額助成（所得制限なし）

3 家庭児童相談室

家庭相談員は、家庭児童福祉の向上を図るため、必要な実情の把握に努めるとともに、児童の福祉に関する相談・指導を行います。

設置場所 能代市福祉事務所（子育て支援課）

相談員 2人

時間 午前8時30分～午後4時45分

家庭児童相談状況

(単位：件)

区分	養護相談		保健相談	心身障がい相談							非行相談		育成相談				その他相談	計
	児童虐待	その他		肢体不自由	視覚障がい児	障がい等	言語発達障がい等	重症心身障がい等	知的障害	自閉症	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	しつけ		
21	件数	13	35				9	2	22	3	5	3	20	5	2	3	1	123
	実績	94	137				16	4	37	4	22	15	41	11	2	26	1	410
22	件数	21	42	1			10	3	15	1	7	4	11	7	2			124
	実績	93	128	1			14	4	33	1	28	23	44	22	11			402
23	件数	17	20				8		24		4	7	17	3	2	1	6	109
	実績	60	104				18		41		11	35	46	18	23	1	21	378

4 児童手当、子ども手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当

(1) 児童手当

この手当は、児童手当法に基づき、小学校修了前の児童を養育している方で、前年の所得が所得制限限度額を超えない場合に支給されます。

支給対象年齢 小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）

手当月額 3歳未満児一律10,000円 3歳以上児（第1子・第2子） 5,000円
 （第3子以降） 10,000円

支払時期 2月、6月、10月

児童手当支給状況

(単位：人・千円)

区分	延支給児童数						計	支給額	備考
	被用者		非被用者		特例給付				
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
平成20年度	9,141	32,312	2,537	11,292	98	418	55,798	359,675	
平成21年度	8,817	31,286	2,295	10,908	126	425	53,857	347,105	
平成22年度	1,404	5,419	361	1,862	21	79	9,146	58,480	2ヶ月分

※ 被用者とは、国民年金以外の年金に加入している方を、非被用者とは、国民年金に加入している方（農業・自営業者等）をいい、特例給付とは、所得制限により児童手当を受けられない被用者について、前年の所得が一定額未満の場合に限り支給される手当をいう。

※ 制度改正 平成17年度・小学校第3学年修了前
 平成18年度・小学校修了前・所得制限の引き上げ
 平成19年度・3歳未満の手当額が一律1万円となる。
 平成22年度・子ども手当となる。

(2) 子ども手当

この手当は、子ども手当法に基づき、中学校修了前の子を養育している方へ支給されます。

支給対象年齢 中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）

手当月額 （～平成23年9月まで）一律13,000円
 （平成23年10月～） 3歳未満：15,000円
 3歳以上小学校修了前（第1・2子）：10,000円
 （第3子）：15,000円

中学生：10,000円

支払時期 2月、6月、10月

所得制限 なし

子ども手当支給状況

(単位：人・千円)

区 分	延 支 給 児 童 数						計	支給額	備考
	0歳～3歳未満		3歳以上小学校修了前		小学校終了後中学校修了前				
	被用者	非被用者	被用者	非被用者	被用者	非被用者			
平成22年度	7,346	1,855	26,957	8,692	9,988	3,738	58,576	761,488	10ヶ月分
平成23年度	8,483	2,139	32,254	9,991	12,091	4,435	69,393	857,253	

※ 被用者とは、国民年金以外の年金に加入している方を、非被用者とは、国民年金に加入している方（農業・自営業者等）をいう。

※ 制度改正 平成22年度・制度開始

(3) 児童扶養手当

この手当は、児童扶養手当法に基づくもので、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある場合は20歳未満まで）を監護している父、母又は父もしくは母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

ただし、国民年金、厚生年金等の公的年金（老齢福祉年金を除く。）を受けている場合や養育者が前年において一定額以上の所得を有する場合などには支給されません。

平成14年8月から児童扶養手当支給事務が、県から市に委譲されました。

平成22年8月から父子家庭に支給対象が拡大されました。

児童扶養手当受給者状況（各年度末）

(単位：人、円)

区 分	受給者数	手当月額（支給月：4月・8月・12月）				
		1人の場合		2人の場合		3人以上
		全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	
平成21年度	580	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	3人目以降、1人につき 3,000円加算
平成22年度	661	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	3人目以降、1人につき 3,000円加算
平成23年度	630	41,550	41,540～ 9,810	46,550	46,540～ 14,810	3人目以降、1人につき 3,000円加算

(4) 特別児童扶養手当

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づくもので、重度の障害のある20歳未満の児童を監護している父母又は父母にかわって児童を養育している方に支給されます。

ただし、児童が障害を支給事由として公的年金を受けることができる場合や父母等が前年において、一定額以上の所得を有する場合などには支給されません。

特別児童扶養手当受給者状況

(単位：人、円)

区 分	受 給 者		手当月額（支給月：4月・8月・12月）	
	1級	2級	1級	2級
平成19年度	55	67	50,750	33,800
平成20年度	52	61	50,750	33,800
平成21年度	47	64	50,750	33,800

5 助産施設

助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院出産をすることが困難な妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設です。

助産施設入所状況

(単位：人)

施設名	21年度	22年度	23年度
山本組合総合病院	1	1	3

※ 平成20年度から山本組合総合病院のみ

6 児童福祉施設措置状況

平成24年3月末日現在

施設名	経営主体	所在地	定員	措置	電話番号
秋田赤十字乳児院	日本秋田赤十字社 秋田県支部	秋田市広面字釣瓶町 100番3号	30	2	018(884)1760
陽清学園	(福)県北報公会	北秋田市七日市字家 向46番地1	70	12	0186(66)2104
千秋学園	秋田県	秋田市新屋下川原町 1番2号	39	3	018(862)2614
秋田県高清水園	(福)秋田県社会福祉 事業団	秋田市上北猿田字 苗代沢14番地1	40	0	018(829)3577
東山学園	(福)花輪ふくし会	鹿角市花輪字案内 58番8号	30	0	0186(23)3021
大野岱吉野学園	(福)県北報公会	北秋田市七日市字家 向46番地1	30	1	0186(66)2104
秋田県太平療育園	秋田県	秋田市新屋下川原町 2番1号	160	0	018(863)3451
感恩講児童保育院	(福)感恩講	秋田市寺内神屋敷 1-1	80	0	018(845)0483
聖園天使園	(福)聖心の布教姉妹会	秋田市保戸野すわ町 1-58	74	1	018(823)2696

7 子育て支援センター

子育て支援センターは、育児相談や子育てサークル等の育成・支援、すくすくひろば（親子交流）の開催、保育所地域活動等の実施・促進、地域の保育資源の情報提供などにより、子育て家庭に対する支援を行います。

施設名	子育て支援センター（能代地区）	さんぼえむ（二ツ井地区）
開設時期	平成10年4月	平成16年4月
開設場所	カピノ（第一保育所）	旧種梅保育園
職員	育児支援担当4人、育児相談員1人	育児支援・相談担当者2人
開設時間	午前8時30分～午後5時15分 （育児相談：午前8時30分～午後5時）	午前9時30分～午後3時30分 （育児相談：午前9時～午後5時）

(1) 平成23年度活動状況（延べ）

（能代地区）

○すくすくひろば（親子交流）	73回	2,384人参加
○おでかけひろば（公園で歌や体操、親子遊び）	20回	663人参加
○子育て支援講座	8回	233人参加
○子育てボランティア（託児ボランティア、シニアボランティア等）	11回	47人参加
○ちびちゃんひろば（保育所開放）	90回	332人参加
○ちびっこフェスティバル（第13回目）		800人参加
○子育てマップ「能代市子育て応援すくすくナビ」発行	1回	950部
○子育て情報紙「すくすく」発行	1回	1,300部
○育児相談		113件
○子育て支援センターだより発行	12回	3,720部
○会議託児支援	25回	61人
○子育てテレホンサービス	24回	127件利用
○おひさまひろば（子育て支援センター開放）	16回	245人参加
○外国人の母を持つ家庭への支援	1回	9人参加
○ファミリーサポートセンター会員養成講習会	1回	5日間 12人参加
○命の大切さ事業（高校生ひろば参加）	7回	33人参加
○サークル健診支援	1回	8人参加

（二ツ井地区）

○すくすくひろば（公民館）	80回	1,352人参加
○すくすくひろば（さんぼえむ開放）	193回	2,203人参加
○おでかけひろば	10回	206人参加
○ちびちゃんひろば（園解放）	36回	10人参加
○子育て支援講座	10回	215人参加
○さんぼえむ夏祭り	1回	102人参加
○さんぼえむだより発行	12回	2,880部
○育児相談		131件
○子育てボランティア	15回	62人参加

母子・寡婦・父子福祉

1 母子家庭及び父子家庭の状況

(1) 母子家庭世帯数

(単位：世帯)

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合 計
平成21年度	0 (0)	89 (20)	297 (136)	300 (170)	61 (38)	6 (3)	753 (367)
平成22年度	0 (0)	85 (26)	300 (125)	301 (174)	59 (35)	5 (2)	750 (362)
平成23年度	0 (0)	86 (33)	276 (113)	320 (185)	60 (39)	4 (3)	746 (373)

※ 各年8月1日現在。()は母子家庭世帯のうち母と子のみの世帯数。

(2) 父子家庭世帯数

(単位：世帯)

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合 計
平成21年度	0 (0)	2 (1)	38 (12)	59 (24)	35 (21)	2 (1)	136 (59)
平成22年度	0 (0)	7 (3)	37 (15)	65 (27)	33 (19)	2 (2)	144 (66)
平成23年度	0 (0)	6 (4)	30 (9)	63 (18)	27 (10)	3 (2)	129 (43)

※ 各年8月1日現在。()は父子家庭世帯のうち父と子のみの世帯数。

2 母子家庭及び父子家庭相談受付状況

(1) 母子家庭相談

(単位：件)

区 分	21年度	22年度	23年度
生 活 一 般	83	63	63
児 童 問 題	37	17	29
生 活 援 護	157	125	146
そ の 他	1	0	3
計	278	205	241

(2) 父子家庭相談

(単位：件)

区 分	21年度	22年度	23年度
生 活 一 般	0	0	0
生 活 援 護	4	7	4
計	4	7	4

3 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童（母子世帯）を入所させて、保護するとともに、入所した母子の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

(1) 母子生活支援施設入所状況（各年度4月1日現在）

(単位：世帯・人)

施 設 名	能代松原ホーム					
定 員	15世帯					
区 分	能 代 市		他 市 町 村		合 計	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
平成21年度	3	10	—	—	3	10
平成22年度	5	16	—	—	5	16
平成23年度	4	13	—	—	4	13
平成24年度	4	12	—	—	4	12

(2) 秋田県女性緊急一時保護事業

夫等の暴力などから緊急一時的に避難し、保護を必要とする女性を、県知事（県女性相談所長）の委託を受けて母子生活支援施設において、一定期間（原則30日以内）保護します。

4 ひとり親家庭児童保育援助費

母子家庭及び父子家庭児童の保育施設等に要する費用を援助（所得制限あり）します。

（単位：人・千円）

区分	認可・へき地保育所		幼稚園		認可外保育施設		合計	
	人数	減免額	人数	補助金額	人数	補助金額	人数	金額
平成21年度	31	3,212	36	3,225	23	2,940	90	9,377
平成22年度	33	2,588	56	3,997	15	1,257	104	7,842
平成23年度	27	2,268	60	4,225	8	860	95	7,353

※ 平成21年度改正点（ひとり親はすこやか子育て支援事業に含むこととする）

5 ひとり親家庭等住宅整備資金

この資金は、現に扶養する子のある配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって住宅の整備を必要とし、かつ自力で整備を行うことが困難な方に貸付けます。

貸付利率 年3%以内

償還期間 10年以内（うち1年以内据置）

償還方法 元利均等年（半年・月）賦

（単位：千円・件）

区分	貸付限度	貸付件数	貸付額
平成21年度	1,500	0	0
平成22年度	1,500	2	2,290
平成23年度	1,500	0	0